

(第7号の1様式)

松山市入札監視委員会 議事概要 (定例会議)

(期間：平成30年10月1日～平成31年3月31日)

開催日時及び場所	令和元年7月18日(木) 午後1時30分から 松山市役所 別館6階 第5委員会室	
出席委員の氏名及び職業	中村 悦大(愛知学院大学 総合政策学部准教授) 成川 献次(成川社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士) 織田 剛(西日本建設業保証株式会社 愛媛支店 支店長) 日野 智仁(税理士法人烏谷税務研究センター 日野事務所 税理士) 丹下 美輪(聖カタリナ大学 人間健康福祉学部教授)	
抽出案件	総件数5件	
一般競争入札	2件	(備考) 抽出の考え方 ・入札契約方法別に無作為に案件を抽出。成川委員が案件抽出。
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、入札契約過程に問題は認められず、委員からの意見具申なし。	

意見・質問	回答
<p>議題2 市発注建設工事の抽出案件の審議について</p> <p>【一般競争入札】</p> <p>垣生児童クラブ室新築主体その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 失格業者が多い理由はなんですか。 変動係数の影響で失格になったのですか。 最低制限価格はどのように決まりますか。 入札に参加できる対象者はどのくらいを想定していましたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格付近を狙って入札したことなどにより失格となったものだと考えられます。 今回の案件は、変動係数の影響で失格となった業者はいません。 案件によっては、変動係数の影響により失格となる業者が出る場合もあります。 設計金額を構成している直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%などの合計額に変動係数をかけて算出しています。 入札参加対象者は多数いると想定していました。 建築一式工事は、過去の入札状況において、対象者数が多くても参加者数は少なくなる傾向にあります。
<p>施設30更新9号筋替第1水源地ほか取水ポンプ等更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 変動係数が1.00099となっていますが、これが最大値ですか。 変動係数はどのようにして決定しているのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 最大値は1.001で、その次に大きい値です。 その日の最初に行う入札の15分前にパソコンを使用してランダムに決定しています。

・今回のようなポンプの更新工事だと毎回参加者は4者程度なのですか。

【指名競争入札】

総合コミュニティセンターこども館屋上防水改修工事

・同等の公共実績とはどれぐらいの金額ですか。

・A、Bランクの10者を指名しているということですが、どのように選定していますか。

施設30更新7号石手川ダム取水塔照明器具取替工事

・5者が辞退されていますが、この時期は手持ち工事が多いから辞退されているのでしょうか。

・辞退が多く1者のみが入札した場合、その業者の入札金額で決定されるのですか。

・1者のみが入札した場合、その1者の入札金額が最低制限価格を下回った場合はまた入札をやり直すのですか。

・近隣の業者として8地区の業者を指名していますが、近隣というのはどのように決められているのですか。

・機械器具設置工事業のAランク登録業者は少なく、市内に支店等がある業者まで地域要件を広げても、毎回これぐらいの参加者数となっています。

・金額の線引きはありませんが、ある程度金額の公共実績があることを確認して指名しています。

・松山市内で防水工事に登録のある業者は30者いました。そのうち同等の実績があり、防水工事を主としている業者がA、Bランクの10者であったため、その業者を選定しています。

・詳しい事情は把握していませんが、そのような事情は有りうると考えています。

・結果として1者のみの入札になった場合でも、電子入札で他の業者が辞退したことは分からず、競争性は確保できているとして入札は成立することとしています。

・再度入札を行うこととなります。

・基本的には履行場所の湯山地区を中心に隣り合った地区の業者を指名し、そこから指名業者数に足りるまで地区を広げていきます。本案件では、水道施設が少なく電気工

<p>【随意契約】</p> <p>施設30更新30号三津1水圧調整局ほか 遠隔監視制御装置設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負代金額が予定価格よりかなり低いですが、どのような理由だと考えていますか。 ・最低制限価格がありませんが、あまりにも金額が低い場合にこれでは工事が実施できないと判断することはあるのですか。 ・公営企業局でも技術職の職員がこの工事にはこのぐらゐの金額が必要という計算はされているのですか。 ・予定価格を公開すると、次回同様の工事があつた際に業者がもっと高い金額で見積りを提出してくるのではないかと思います。どう考えていますか。 ・今回差があつたから、次回は予定価格を低くするというものもあるのですか。 	<p>事の指名機会が少ない市内北部地区の業者に対象を広げました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠までは把握していないので理由は分かりませんが、業者の積算ではこちらが予定していた額よりかなり低い金額でも実施できると判断されたものと考えています。 ・極端に金額が低い場合は、入札書の書き間違いや錯誤がないかの確認は必要と考えています。 ・業者の見積りをそのまま採用するということではなく、適正価格の積算をした上で見積合わせを行っています。 ・同様の工事でも状況や場所によって条件等が異なりますし、今後も適正な設計を行つて、その金額以内の適正な金額で見積りしていただくのを続けるほかないと考えています。 ・今回差があつたから低くするというわけはありませんが、本工事の実績を踏まえた上での適正な設計を行うということになるかと思ひます。
--	---